| 大連野県 1 (後) 2 大瀬野県 2 大河野県 2 大河野県 | 第5 泡消火設備の技術基準 新旧対照表 | | | | |
|--|--|--|---|---|--|
| 2 水調等は、規制管 18 条稿 2 至の規則による行為、液によること。 | 第 8 次 改 訂 版 | | <u>, </u> | 根拠条文等・考え方 | |
| 上 | 1 (略) 2 水源等 水源等は、規則第18条第2項の規定によるほか、次によること。 (1) 泡消火設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、各設備毎の規定放水量に放水時分を乗じて得た水量を、第2屋内消火栓設備の技術基準3(1)ア及びイの規定を準用して算出した水量以上とすること。◆ (2) (略) 8 移動式とすることができる場所 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所とは、火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見通すことができ、又は開口部から避難できる場所で、次に掲げる場所とする。 (1) 防護部分の壁面のうち、長辺の一辺 | 「排煙上有効な開口部」の解釈について追加する。 移動式とできるかどうか、消火者の安全が 確保できるかどうかの趣旨から他の政令市 の基準等を参考としたもの。 | 1 共通事項 1 (現行に同じ。) 2 水源等 水源等は、規則第 18 条第2項の規定によるほか、次によること。 (1) 泡消火設備と他の消火設備の水源を兼用する場合の有効水量は、各設備毎の規定放水量に放水時分を乗じて得た水量を、第2屋内消火栓設備の技術基準2(2)イでa及びbの規定を準用して算出した水量以上とすること。◆ (2) (現行に同じ。) 8 移動式とすることができる場所 火災の除煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見通すことができるとともに、避難できる場所で、次に掲げる場所でする。 (1) 防護部分の壁面のうち、長辺の一辺の全面が常時外気に直接開放されている場合。なお、開放部分は、構造上必要な柱、はり等の部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができるものとし、次のいずれも満たすものであること。((3)を除き、(2)から(6)における開放部分についても同様とする。)ア〜イ (現行に同じ) (2) 防護部分の壁面 4 辺の上部 50 c m以上の部分が常時外気に直接開放されている場合。なお、開放部分についても同様とする。)ア〜イ (現行に同じ) (4) 地上階にある防護区画で、常時開放されているか、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容易に(一の動作又は操作で可能であるものをいう。) 開放することができる排煙上有効な開口部分(外気に面する扉等)の有効面積の合計が床面積の20%以上のもの。◆ なお、排煙上有効な開口部は、床面から下井 (天井のない場合は屋根)までの高さの2分の1以上で、かつ、床面から1.8 m以上の部分をいう(5)における「排煙上有効な関口部」においても同様とする。)。 (5) 天井(天井のない場合は屋根)の高さが5mを超える場合(駐車場で機械装置により2段以上駐車する施設を除く。)◆ ア 排煙上有効な関口部を、床面積の30分の1以上確保すること。 | 「長辺の一辺」の解釈の追加を行うも S50 消防安 65 号 (1)本文に同趣旨の内容を追加して,(2) 以降に準用することとするため削除。 | |

| 新旧対照表 新田対照表 | | | | |
|---|---|---|--|--|
| 第 8 次 改 訂 版 根拠条文等・考え方 | 改 訂 案 | 根拠条文等・考え方 | | |
| でいること。 (6) ~ (7) (略) (8) 次のアからエの全での基準に適合する多段式の自走式自動 車車庫、ただし、一層二段、二層一段及び一層川段の自走式自 動車車庫については、次のアからエの基準にかがわらず、それ ぞれ一層一段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置 について」(平成3年5月7日付消防予第 84 号),「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成6年6月16日付消防予第 164 号),「三層三段の自走式自動車車車に係る消防用設備等の設置について」(平成12年1月7日付消防予第 3号)の例によることができる。 ア 建設海第8条の2016に基づき。 建土外部 108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。 イ〜エ (略) 1 低発泡 1 (略) 1 低発泡 1 (略) 1 低発泡 (1) ~ (3) (略) (4) 配営構造は、1 3によるほか、次によること。ア〜イ (略) ウ 混合方式は、ブレッシャープロボーショナー方式とすること。ただし、小規模の防火対象物で、2 44イ仍及びがに該当する場合は、党式の単配管(ボンブプロボーショナー方式)とすることができる。◆ (5) 起動装置 | ていること。 (6)~(7) (現行に同じ) (8) 次のアからエの全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次のアからエの基準にかかわらず、それぞれ「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成3年5月7日付消防予第84号)、「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成6年6月16日付消防予第154号)、「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成12年1月7日付消防予第3号)の例によることができる。ア 建基法第68条の25に基づき、建基令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。イ〜エ (現行に同じ。) | H27 法律第 54 号 (建築基準法の一部を改正する法律) により、該当部分が 26→25 に改正。 | | |